

宮前5丁目南地区防災防犯会規約

第1章 総則

第1条 (名称) 本会は、宮前5丁目南地区防災防犯会と称する。

第2条 (事務所) 本会は、事務所を会長宅に置く。

第3条 (目的) 本会は、住民相互協力の理念に基づく自主的防災防犯活動を行うことにより地震その他の災害による被害の防止および軽減ならびに防災防犯思想の普及および防災防犯機器材の充実強化を図ることを目的とする。

第4条 (活動) 本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- ① 防災防犯に関する知識の普及および意識の高揚。
- ② 災害および犯罪の予防ならびに防災防犯訓練の実施。
- ③ 防災防犯に要する機器材の備蓄および充実。
- ④ 会員相互の親睦および共助による連帯意識の強化。
- ⑤ 災害時の情報伝達、初期消火、救出救護、避難誘導などの応急活動。
- ⑥ その他本会の目的達成のために必要な活動。

第2章 会員

第5条 (構成) 本会は、宮前5丁目南地区の地域内にある世帯(事務所、事業所などを含む)および地区外において本会の目的に賛同する者の全入会者をもって構成する。

第6条 (入会資格) 本会への入会資格は、宮前5丁目南地区の地域内にある全世帯(事務所、事業所などを含む)および地区外において本会の目的に賛同する者がこれを有する。

第7条 (会員の種別) 会員中個人世帯を一般会員とし、事務所、事業所および地区外において本会の目的に賛同する者を賛助会員とする。

第8条 (協力費) 会員の協力費は次のとおりとする。

一般会員	年 額	500円以上
賛助会員	同	500円以上

第3章 役員

第9条 (役員の数) 第6章に掲げた活動の組織を運営するため、本会に次の役員を定める。

理 事	若干名 (内役付理事として、1名を会長、2名を副会長、2名を会計担当とする。)
監 事	2名

第10条 (役員を選任) 役員は総会で選挙し、その任期は1年とする。但し、再任を妨げない。なお役員の前任中に欠員を生じた場合でも役付理事5名、監事1名を下らないときは、その補欠選挙を定期総会まで延期することができる。

第11条 (役員の前任) 会長は本会を代表し、会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長にやむを得ない理由により会務の統括が出来なくなった場合にはその職務を代行する。

その他の理事は会長の指示を受けて会務の運営にあたる。

監事は本会の会務および経理を監査する。

第12条 (顧問) 理事会において、本会運営上特に必要があると認めたと認めた会員に顧問を委嘱する。任期は理事会で決める。

第4章 会 議

第13条 (総会) 定期総会は会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。臨時総会は理事会または監事において必要と認めたと時にこれを開催する。

総会は会長が招集してその議長となる。総会の付議事項は次のとおりとする。

- ① 役員を選任
- ② 規約および細則の制定、変更。
- ③ 防災防犯計画の作成および変更。
- ④ 活動計画。
- ⑤ 予算および決算。
- ⑥ その他総会が特に必要と認めたと事項。

総会の議事は出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は議長の決すところによる。

第14条 (理事会) 理事会は会長が必要と認めたとした場合にこれを召集し、次の事項をこれに付議する。

- ① 総会に提出すべき議案。
- ② 次期役員候補者の選出。
- ③ その他理事会が特に必要と認めたと事項。

第5章 資産および会計

第15条 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第16条 (資産) 本会の資産は、防災防犯機器材その他の動産または不動産とする。重要な資産の取得、管理および処分については総会の決議を経なければならない。

第17条 (経費) 本会の経費は、会員の協力費ならびに助成金その他杉並区役所からの交付金をもってこれを支弁する。

第6章 活動組織

第18条 (組織規程) 本会の内部組織を次のとおり定める。

- ① 活動組織
 - ◎総務部・・・総会の付議事項の立案、会の事務、広報を行う。
 - ◎活動部・・・第4条の活動を実践する。

- ② 部員
 - 各部に部長、副部長、部員を置くものとし、理事の中からそれぞれ会長がこれを指名する。
 - 協力部員は会員の中から活動支援者を募り会長が委嘱する。

- ③ 部会
 - 各部長は随時部会を開催し、部活動を推進する。部会には必要に応じ会長以下理事、協力部員も出席する。

- ④ ブロック組織
 - 活動をきめ細かく実践するために、本会の地域をAブロック(5丁目1番~4番)、Bブロック(5丁目5番~7番)、Cブロック(5丁目8番~11番)、Dブロック(5丁目12番~15番)の4つのブロックに分割する。また、ブロック内に班組織を置く。各ブロックには、ブロック長を会長が理事の中からこれを指名する。

- ⑤ 班組織
 - 班には班長を置く。原則として、班長は班内会員の輪番制とし、その任期を1年とする。班長は、それぞれ会長が会員の中から委嘱する。班長は班内会員との連絡を密にし、本会活動の円滑な運営に協力する。詳細は「班組織に関する細則」に示す。

第7章 付 則

第19条 (施行期日) この規約は、昭和56年4月1日からこれを施行する。(平成3年4月1日一部変更)、(平成19年9月15日一部変更)、(平成21年5月23日一部変更)(平成24年5月26日一部変更)(令和元年5月26日一部変更)